（電気事業法関係手数料規則の一部改正）

第三条　電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第四条第一項中「第百六条第一項」を「第二十七条の二十九の二第一項」に改める。

（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正）

第四条　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第二項第一号中「第四十五条の二十一の十第一項」を「第四十五条の二十一の十四第一項」に改め、同項第二号中「第四十五条の二十一の十三第一項」を「第四十五条の二十一の十七第一項」に改める。

（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正）

第五条　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第三号中「第四十五条の二十一の十一第一項」を「第四十五条の二十一の十五第一項」に改める。

（一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令の一部改正）

第六条　一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第六号中「第四十五条の二十一の十及び第四十五条の二十一の十三」を「第四十五条の二十一の十四及び第四十五条の二十一の十七」に改める。

別表第一第一表中

系統設置交付金	
広域系統整備交付金	

を

系統設置交付金		
特定系統設置交付金		
広域系統整備交付金		

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月六日）から施行する。

（改正法附則第二条第二項の規定による書類の提出等）

2　改正法附則第二条第一項に規定する特定原子力発電事業者は、同条第二項の規定に基づき、附則様式のみなし運転期間延長認可報告書に第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則第四十五条の二十一の二第二項第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、令和七年九月五日までに、経済産業大臣に提出しなければならない。